

認定こども園の利用調整に関して

各種会議や出張等が重なり、締切りまでに意見書を出す時間的余裕もなかったため、以下に利用調整をめぐる論点整理をお示ししておきます。

〔京都市の資料に示された考え方〕

単純に保育利用定員が利用児童数を上回る状況になれば、利用調整が不要となるわけではなく、保育を必要とする方が確実に保育を利用するためには、需要の偏在や各家庭の事情も踏まえたていねいな利用調整が不可欠である。

当該緩和の実施により現行の利用調整では保育利用が可能な保育利用の優先度が高い方が保留となるなど、著しい優先度の逆転が生じうる状況でもあり、当該緩和の導入に当たっては、保育を必要とする方がサービスを利用できることが担保される必要がある。

〔いくつかの疑問と具体的なケースの検証〕

○認定こども園の利用調整を緩和したとしても、第1希望者の中で優先利用を図るため、より優先度の高い家庭が保育を利用できなくなる可能性はほとんどないと考えられる。

⇒ その可能性があるのであれば、具体的に想定されるケースを示していただきたい。

○利用調整の緩和は、認定こども園等の直接契約による施設の場合であり、一般の保育所は該当しない。京都市においては、必ずしも認定こども園が多いわけではないため、利用調整の緩和による影響は相対的に軽微であると考えられる。

⇒ 認定こども園等の直接契約による施設の配置状況を勘案した需給バランスを具体的にシミュレーションしていただきたい。

○利用調整の緩和は、市内の設置区域や年齢区分によって限定的に認めることも可とされているため、例えばより供給過剰となっている地域（定員割れが著しく地域内の保育をすべての認定児童に保障できる地域）に限定して導入することや、3歳以上の2号認定子どもに限定して行うことなど、将来の全面的な利用調整の緩和に向けた試行的な取り組みを行うという考え方もあり得るのではないかと。

⇒ 2号子どもについてだけ利用調整の緩和を行った場合のシミュレーションを行っていただきたい。